

富山地方裁判所委員会（第9回）議事概要

1 開催日時

平成19年11月19日（月）午後2時30分～午後4時30分

2 開催場所

富山地方裁判所裁判員候補者待合室

3 出席者（五十音順，敬称略）

石須秀知，伊藤敏朗，蛸谷とし子，佐藤真弘，志津田一彦，杉森研二（委員長），
忠田憲美，西川浩夫，山崎佐和子，山崎隆志

説明者 民事首席書記官，刑事首席書記官

庶務担当 事務局長，総務課長

4 進行次第

（開催前に，刑事裁判（自動車運転過失傷害，道路交通法違反被告事件）の傍聴を行った。）

(1) 委員長のあいさつ

(2) 新委員の紹介，新委員のあいさつ

(3) 議事

ア テーマ「裁判所に望むもの」の決定及びテーマ趣旨の説明

事前に委員に対してアンケートを実施し，別紙1のアンケート結果を基に
意見交換を行う。

イ 意見交換

別紙2のとおり

(4) 次回テーマ

後日決定

(5) 次回期日

後日決定

(別紙 1)

第 9 回地裁委員会アンケート結果

1 裁判に関する疑問，裁判所に対する要望

司法制度改革が進展していく中において（知的財産法，被害者の参加，労働審判など），最新の裁判所・裁判全体のしくみ，裁判の進め方を分かりやすく解説するパンフレットなどを定期的に作成して，国民に示していく必要がある（Web上でもなされているようではあるが）。

その中で，裁判員裁判についての流れを分かりやすくビデオ（20分程度）などで紹介していく必要がある。e-Learningなども利用されるようにしてはどうか。

裁判員制度についての認知度は高くないように思われるが，制度が円滑に実施されるには，どの程度認知されることが必要か。

裁判の中立性・独立性を，時代の価値観の変化へどのように対応させていくのか。

2 現在関心を持っている事項，希望するテーマ

新司法試験の実施方法や合格者数などは，どの線が適当か，総合的に検討していく必要がある。

他の先進諸国の裁判や国民参加のあり方などについての情報を，適宜，分かりやすく示してもらいたい。

裁判員裁判が，スムーズに無理なく，合理的に実施されるにはどうしたらよいか，総合的に考えていく必要がある。

裁判に携わる人員や関係施設等は，十分であるのか。

最近，弁護士を希望する司法修習生が多いようだが，裁判官を希望する修習生は減少しているのか。

裁判員制度導入の目的と意義

裁判員制度における裁判員のプライバシー保護とその漏洩対策

裁判員の守秘義務

3 その他

判決のWeb上での公開の進展は注目される。今後もさらに検索上の便宜が図れる部分はないか。例えば、和解で解決したとか、控訴、上告中であるなど、検索項目の充実について、検討することが望まれる。

(別紙 2)

意見交換(委員長, 委員, 説明者)

- 1 司法制度改革の進展に伴い、最新の裁判所・裁判全体のしくみ、裁判の進め方を分かりやすく国民に示していく必要性について。

裁判所の広報については、最高裁判所が「司法の窓」を年2回発行し、新たな制度や現在裁判所が行っている取組を分かりやすく紹介している。「司法の窓」は、県内の全市町村、図書館、弁護士会、商工会議所等、多くの施設及び団体に配布している。また、「法廷ガイド」、「裁判所ナビ」といった裁判所の手続を分かりやすく解説したリーフレットを全市町村、その他の公共施設に配布している。

労働審判、犯罪被害者保護等の新しい制度については、手続解説のリーフレットを作成して、裁判所のロビーに備え置き、来庁者に御覧いただくとともに、市町村役場、消費生活センター、警察署、商工会議所、労働基準監督署などに配布している。

パンフレットやリーフレットを作成し、配布していることは分かっているが、個別の手続だけではなく、一つのリーフレットで裁判所の仕組みや手続の流れ、法改正による手続の変更点など全体像が分かるものがあればよいと思う。

全体像を簡潔に分かるようにするのはなかなか難しいが、努力したい。

- 2 裁判員裁判広報における、ビデオやe-Learning(インターネットなどのWebを利用する学習)などの利用について

最高裁判所は、裁判員制度広報用映画「裁判員」及び「評議」を制作しており、いずれも裁判員とはどういうものなのかという疑問に答える内容になっている。広報用映画は、DVDを県内のすべての図書館に備え置いてもらい、県民が自由に視聴することができるようになっている。また、広報用映画のDVD又はビデオの貸出しを裁判所と図書館で行っていることについて、その旨が記載されているポスターとチラシを市町村役場に配布し、周知している。

本年度の広報用映画の貸出件数は19件と少ないため、今後はもっと利用して

もらえるための方策を検討したい。

なお、広報用映画「裁判員」は、今年10月から行われている裁判員制度ミニフォーラムにおいて上映している。

広報用映画のほかに、今年9月に、裁判員制度を20分程度で説明するDVDが制作された。また、裁判所見学者用に、民事及び刑事裁判の流れを説明するビデオがある。

裁判員制度の全体像がつかめず、具体的に何を問題として裁判員制度が導入されるのか分かりにくい。

司法制度改革審議会で検討された制度改革の基本理念は、事後規制型社会への移行により、司法需要が増大することから、国民と司法との距離を縮めるため、国民が直接裁判に参加することにより、司法の国民的基盤をより強化することにある。

義務だから参加するのではなく、この制度の趣旨、重要性を理解していただいて、主体的、積極的に参加してもらうことを目標に活動をしている。

(裁判員制度解説DVDの上映)

3 裁判員制度の認知度を高めるための方策について

裁判員制度がどの程度認知されているかについては、新聞の調査で、「名前を知っている」が46パーセント、「仕組みを知っている」が28パーセント、「よく知っている」が3パーセントとなっており、約8割の人が知っていると答えている。制度が円滑に実施されるためには、制度を知ってもらうだけでは十分ではなく、参加したいと思ってもらえるということが大事である。現時点では参加に対し消極派が多いため、参加意識を高める広報活動が必要であると考えられる。

また、裁判員制度の実施に向けて環境を整備することも重要であり、勤労者のほか、育児や介護に携わる人も参加しやすいようにするため、経済団体や企業、厚生労働省などに働きかけをしている。

制度自体はある程度周知されていると思われ、今年2月の新聞記事によると、「消極ではあるが、参加が義務であるから」というものも含めると、65パー

セントの人が参加すると言っている。

なお、「参加したくない」、「義務ならば参加するができればあまり参加したくない」という人は約70パーセントを占めているが、そのような人たちも、裁判員制度について真剣に考えていただいている方々だということもいえる。裁判所としても、参加に消極的な人に、司法を身近に感じてもらえるような活動に今後も努めていきたい。

裁判員制度によって、企業や個人にどのような影響が出るか、どういう条件であれば参加することができるかについて検討をしている。今後も、裁判員制度の広報活動を続けながら、当地裁では、検察庁、弁護士会とともに模擬裁判を実施し、実質的な参加が得られるようにするための検証をしていく。

富山地裁では、模擬裁判を行ったりして検証をしているのか。

最近では、10月1日から3日にかけて模擬裁判を実施した。企業の協力を得て社員に参加してもらい、3日で裁判が終わるように公判前整理手続でポイントを絞り、専門用語の使用を控えたりパワーポイントを使うなどの工夫をした。また、検察官や弁護士にも評議を見てもらい、検証している。

模擬裁判は今後も実施し、評議の進め方や、国民にどうやって自由に意見を言ってもらうかを検討していく。

裁判所のそのような取組をもっとPRすれば、これまで興味がなかった人も感心をもつのではないか。

10月に行った模擬裁判は、事前にPRしており、評議の様子もテレビニュースで放送されている。

インターネットで模擬裁判の動画を見ることは可能か。

模擬裁判に参加した人から、インターネットで動画を配信することについて了承を得ていないので、現時点では不可能であるが、今後検討する。

弁護士でも、模擬裁判を見ていない者には、参加者の意見を聞く機会がないので、感想や意見をホームページ等で知らせてほしい。

10月に実施した模擬裁判では、参加された方から「評議を通じて物事を整理して考えることを学んだ。」とか「裁判をすることによって地域社会に貢献で

きる。」といった話を聞かせてもらった。弁護士会にも資料を提供をしたい。まず裁判所に来てみるのが大事である。

今回、何も知らない状態で裁判を傍聴したが、裁判の流れが分かり、どのような判決が出るのか興味がある。一般の人が裁判員制度を身近に感じるためには、裁判を傍聴することが必要であると思う。まず周りの人に裁判を傍聴してもらい、徐々に広めていきたいと思った。

裁判の傍聴は自由であるし、法廷見学も随時受け付けている。そのほかに出張講義も行っており、裁判官や職員が各団体に出向いて裁判員制度の説明などを行っている。要望があれば、是非申し出ていただきたい。

検察庁では、裁判員裁判対象事件で、検事がパワーポイントを利用するなどして、一般の人が理解できるようにするための取組をしている。傍聴するときは、裁判員裁判対象事件を選んでもらえば、より参考になると思う。

裁判員制度の広報は、検察庁でも出張講義を行ったり、WebでQ & Aを載せたりしている。

15年ぶりに裁判傍聴をし、起訴状の朗読や冒頭陳述を聞いたが、裁判員制度の導入に向けて分かりやすくするための取組をしていると思った。裁判員裁判対象事件のみそのような取組をしているのか。

従前と比べて傍聴人に分かりやすくなってきているが、裁判員裁判対象事件以外でも分かりやすくしていく必要がある。

裁判員裁判対象事件は、年間どのくらいあるのか。

富山県では年間20件から30件という試算である。

4 他の先進諸国の裁判や国民参加のあり方などに関する情報について

他の国の司法参加のあり方も知る必要があるのではないか。

諸外国の司法参加制度については、陪審制と参審制がある。陪審制は、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリアなどで実施されており、事実認定を陪審員だけで行い、裁判官は事実認定に関与せず訴訟運営を行うものである。参審制は、デンマーク、スウェーデン、フランス、イタリア、ドイツなどで実施されており、裁判官と国民が一緒に事実認定と量刑を決めるものであるが、参

審員には任期があり，再任されることもある。

5 裁判に携わる人員や関係施設等の整備状況について

公務員の人件費 5 パーセント削減という政府の方針があり，十分ということは難しいが，裁判部門は新制度が増えていることもあるので，必要な人員は，できる限り配置できるようにしたい。

裁判員候補者待合室，裁判員選任手続室，評議室，法廷など主な施設はできている。

富山県の刑事事件は全体でどのくらいあるのか。

富山地裁本庁で年間 3 2 0 件程度である。

裁判員裁判は，現在やっている裁判より手間がかかるかもしれないが，今のままで大丈夫か。

裁判員制度実施に向けて必要な人員の配置をしていくことになると思われる。

6 司法修習生の法曹希望の現状について

裁判官の数は足りているのか。後継者は確保されているのか。

裁判官の任官数は年間 1 0 0 人前後であり，少なくなっているわけではない。

裁判官と検察官の定数は決まっているので，司法修習生が増えると弁護士の数が増えることになる。

7 (1) 裁判員裁判が，スムーズに無理なく，合理的に実施されるための方策の検討

(2) 裁判員制度導入の目的と意義について

(3) 裁判員制度における裁判員のプライバシー保護について

(4) 裁判員の守秘義務について

裁判員制度は，刑事裁判に一般人の感覚，視点を取り入れて，より納得できる裁判を目指すものである。

これまでの裁判では，専門的な精密さを重視する余り，議論が細かくなりがちで，国民が理解できなかつたり，一部の事件が長引いたりし，国民に縁遠いものになった面がある。国民が刑事裁判に参加することによって，国民に分かりやすい裁判が実現し，裁判がより身近になる。また，裁判官と裁判員が議論す

ることが、専門家の常識を考え直すきっかけにもなり得る。

裁判は、判決を通じて訴訟関係者の納得を目指すと同時に、国民の問題意識に応じて、国民に対する説明責任も果たす必要があると考える。法曹関係者ではない一般国民としての感覚が反映された判断がなされれば、より納得できる裁判になり、司法の信頼向上にもつながる。また、多くの国民が裁判員を経験することによって、地域の安全や治安維持について真剣に考える人が増え、よりよい社会の実現が期待できる。

裁判員のプライバシー保護とその漏洩対策については、裁判員の氏名は明らかにせず、判決書にも裁判員の氏名を載せないことになっており、評議における裁判員の意見を外部に漏らした場合は処罰されることになっている。

裁判員の守秘義務については、評議の秘密（意見の内容、多数決の内容など）、被害者のプライバシーに関する事項、他の裁判員の氏名などを漏らした場合は刑罰が科せられることがある。しかし、自分が裁判員候補者になったことを会社で話したり、法廷で見聞きしたことを話したりしても守秘義務違反にはならない。守秘義務が課せられているのは、裁判の信頼を確保することのほか、裁判員の自由な発言の保障や関係者のプライバシー保護のためである。一般の仕事で顧客の個人情報を漏らしてはいけないのと同様である。